



令和7年度

長野県 上田市 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収の手引き

【問い合わせ先】

上田市役所 財政部 税務課 市民税係

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

電話 (0268) 22 - 4100 (代表)

(0268) 23 - 5115 (直通)

FAX (0268) 22 - 4136

ホームページ <https://www.city.ueda.nagano.jp>

上田市ホームページから各種届出書がダウンロードできます。

eLTAX（エルタックス）での提出も可能です。

目 次

1	特別徴収事務の年間スケジュール	1 ページ
2	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と事務取扱いについて	2 ページ
	郵便局指定通知書	5 ページ
3	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書について	7 ページ
	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（記入例①（退職普通徴収））	9 ページ
	（記入例②・③（退職一括徴収））	10 ページ
	（記入例④（転勤））	12 ページ
	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記入用紙 3 枚	13 ページ
4	特別徴収切替届出（依頼）書について	8 ページ
	特別徴収切替届出（依頼）書（記入例）	15 ページ
	特別徴収切替届出（依頼）書 記入用紙 3 枚	17 ページ
5	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について	8 ページ
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 記入用紙 1 枚	19 ページ
6	特別徴収税額通知受取方法変更申出書について	8 ページ
	特別徴収税額通知受取方法変更申出書 記入用紙 1 枚	21 ページ
7	特別徴収納入書（納付書）の取扱いについて	23 ページ
8	特別徴収税額の納期の特例について	24 ページ
	市民税・県民税・森林環境税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	25 ページ
	市民税・県民税・森林環境税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例要件を欠いた場合の届出書	27 ページ
9	退職所得に係る市民税・県民税の事務取扱いについて	29 ページ
	退職所得に係る市民税・県民税 納入申告書	31 ページ
	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関する Q&A	33 ページ
	eLTAX のご案内	35 ページ

1 特別徴収事務の年間スケジュール

I 1月31日までに前年中の給与所得に係る「給与支払報告書」を提出してください。

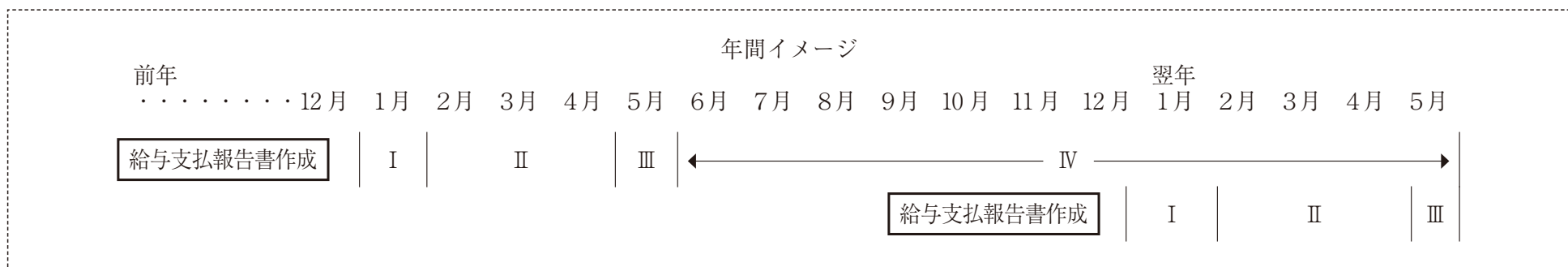
※1月31日が休日等の場合は翌月曜日

II 2月～4月は、提出いただいた「給与支払報告書」や確定申告書等をもとに、市区町村が市民税・県民税・森林環境税を計算いたします。

III 5月中旬に「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」、納入書等を事業所へ発送いたします。

※eLTAXで給与支払報告書を提出していただいた事業所の個人市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）は、給与支払報告書の提出時に選択された受取方法で通知いたします。

IV 6月支給の給与から特別徴収を開始してください。なお、特別徴収対象者である従業員が退職等の事由により、年度の途中で特別徴収できなくなった場合は、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を確認しながら「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、速やかに提出してください。



2 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と事務取扱いについて

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収については、次の要領により取扱ってください。

1 特別徴収と特別徴収義務者について（地方税法第 321 条の 3、321 条の 4）

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が納税義務者（従業員等の個人）に代わり、毎月給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、市町村へ納入いただく制度です。この義務を負う者（給与支払者）を特別徴収義務者といいます。

2 特別徴収義務者の指定

地方税法第 41 条、第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主を特別徴収義務者に指定します。なお、任意に指定取消の申出や、指定拒否はできません。

3 税額通知書の取扱いについて（地方税法第 321 条の 4 第 2 項）

(1) 当初税額決定通知書について

- 特別徴収義務者への通知……「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」
〈1 通 6 名連記〉事務担当者が保管してください。
- 納税義務者への通知……「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」
〈1 通 3 名連記〉個人別にミシン線に沿って切り離し、開封せず 5 月 31 日までに納税義務者本人に渡してください。
※退職等のため、本人に渡せない場合は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に添えて
返送してください。

(2) 税額通知の電子化について

eLTAX で給与支払報告書を提出いただき、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法を「電子データ」と選択された場合は、eLTAX にて送付します。

4 特別徴収の方法と納期限（地方税法第 321 条の 5）

「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」により、納税義務者の月割額を 6 月中に支給する給与 から翌年 5 月中に支給する給与まで毎月（計 12 回）徴収し、翌月の 10 日（休日等の場合は翌営業日）までに納入してください。

なお、6 月分と 7 月分以降の月割額が異なる場合がありますので、徴収金額にご注意ください。

5 納期限後の納入

- (1) 納期限までに納入がない場合、督促状が発送されます（地方税法第 329 条）。
- (2) 納期限を過ぎると、本来の税額とは別に延滞金が加算されます。延滞金の額は、納期限の翌日から納入日までの日数に応じて、法律で定められた割合で計算します。

- ・延滞金の計算は期別ごとに行います。
- ・本税額が 2,000 円以上のものに対し延滞金がかかります。
- ・本税額の 1,000 円未満の端数は切捨て、1,000 円単位で延滞金の計算を行います。
- ・納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間(①)と、納期限後1か月を経過した日から納入日までの期間(②)とで、延滞金の利率が異なります。

①納期限の翌日から 1 か月を経過するまでに納入された場合

$$\text{延滞金額} = \text{滞納本税額} \times \text{延滞金の割合} \times \text{日数} \div 365$$

②納期限の翌日から 1 か月を経過した日以降に納入された場合

$$\text{延滞金額} = [\text{上記①の金額}] + (\text{滞納本税額} \times \text{延滞金の割合} \times 1 \text{ か月経過後の日数} \div 365)$$

- ・以上の計算により発生した延滞金は、1,000 円以上、100 円単位（端数切捨て）で徴収されます。

延滞金の割合

期 間	納期限の翌日から 1 か月（年率）	1 か月を経過した日以降（年率）
～平成 11 年 12 月 31 日	7.3%	14.6%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4.1%	14.6%
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4.4%	14.6%
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4.7%	14.6%
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4.3%	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%
平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2.5%	8.8%
令和 4 年 1 月 1 日～	2.4%	8.7%

- (3) 督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、財産差押等の滞納処分を受けることになります（地方税法第 331 条）。
- 特別徴収義務者が納税者から徴収した納入金を市へ納入しなかった場合には、罰則規定があります（地方税法第 324 条第 3 項）。

6 納入場所について

【金融機関】 八十二銀行 上田信用金庫 信州うえだ農業協同組合 三井住友銀行
群馬銀行 長野銀行 長野県信用組合 長野県労働金庫
ゆうちょ銀行・郵便局（長野県・新潟県以外の場合は「7 郵便局の指定について」をご参照ください）

【市の窓口】 上田市役所 収納管理課
各地域自治センター

【納入代行サービス】 納入代行サービスの提供がある金融機関にて市民税・県民税・森林環境税を納入する場合は、次のコード等をご参照ください。

なお、取扱いのある金融機関やサービスの詳細・手数料については、直接金融機関等にお問い合わせをお願いいたします。

都道府県市区町村名 長野県上田市 市区町村コード 202037 加入者名 上田市

【e L T A Xの地方税共通納税システム】 全ての地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

詳しくは地方税共同機構へお問い合わせください。

ヘルプデスク 0570-081459 受付時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

※コンビニエンスストアでの納入はできません。

7 郵便局の指定について

長野県・新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、上田市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収取扱局として指定する必要があります。5ページの「指定通知書」に郵便局名と日付を記入し、キリトリ線で切り離したものを最初に使用する納入書と一緒に郵便局へ提出してください（2回目以降の提出は不要）。

併せて、キリトリ線左側の「郵便局指定通知書の提出について」を記入し、上田市役所税務課宛にお送りください。

令和 年 月 日

(宛先)

長野県上田市長

特別徴収義務者

名 称

所 在 地

指定番号

郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を、上田市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

記

名 称 郵便局

所在地

令和 年 月 日

郵便局長 様

長野県上田市長



指定通知書

貴局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）払込取扱局に指定いたしましたので通知します。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 承認番号 | 郵 1 業第 1090 号 |
| 2. 口座番号 | 00590 - 5 - 960024 |
| 3. 加入者の名称 | 上田市 |
| 4. 取りまとめ店 | 〒 380 - 8794
ゆうちょ銀行
長野貯金事務センター |

3 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

- 1 退職・休職・転勤・転職により給与の支払いを受けなくなるときの手続き（地方税法第321条の5第3項）

退職等により納税義務者が給与の支払いを受けなくなるときには必ず「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。異動届出書の提出がない場合、退職者等の未徴収税額が未納扱いとなり督促状が發送されますので、異動事由が発生した時点で、速やかに提出してください。

- 2 異動時期と提出期限 ※提出期限が休日等の場合は翌営業日（地方税法第317条の6第2項、地方税法施行規則第9条の5）

異 動 時 期	提 出 期 限
給与支払報告書を提出した方のうち、4月1日までに異動が生じた場合	4月15日
給与支払報告書を提出した方のうち、4月2日以降、5月31日までの間に異動が生じた場合	6月10日
6月以降に異動が生じた場合	異動日の翌月10日

- 3 異動届出書の作成

(1) 従業員が退職・休職した場合

[提出の流れ]

事業所で該当箇所を記入後、上田市役所税務課へ提出する。



[記入方法]

・普通徴収の場合 → 記入例①（9ページ）

・一括徴収の場合 → 記入例②・③（10・11ページ）

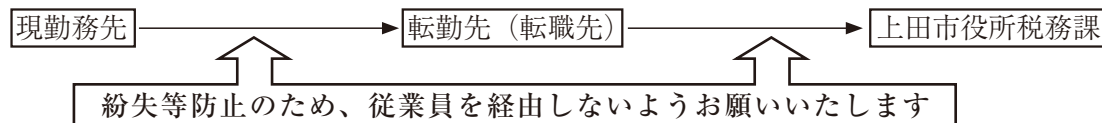
普通徴収は、異動後の未徴収税額を納税義務者が直接納付する方法

一括徴収は、異動後の未徴収税額を退職時の給与等から事業所で一括して徴収し納入する方法

(2) 転勤・転職し、他の事業所で特別徴収を継続する場合

[提出の流れ]

現勤務先で届出書上欄と下欄の月割額を記入し転勤先（転職先）に送付する。転勤先（転職先）で下欄を記入し上田市役所税務課へ提出する。



[記入方法] 記入例④（12ページ）

4 退職者等の未徴収税額の取扱いについて（地方税法第 321 条の 5 第 2 項ただし書）

退職等による未徴収税額があり、①又は②に該当する場合は、一括徴収してください。

① 令和 7 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職等の事由が発生し、本人から申し出（了解）がある場合

② 令和 8 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等の事由が発生した場合

※一括徴収した税額は、徴収した月の特別徴収月割額に合算し、納入してください。

※退職者が国外に転出する場合には、上記に関わらず一括徴収にご協力ください。

ただし、次の場合は除きます。

※転勤先（転職先）で特別徴収を継続する場合

※5 月 31 日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない場合

※死亡による退職の場合（未徴収税額については一括徴収にせず、普通徴収としてください）

5 その他

・異動があるときは非課税の従業員であっても必ず提出してください。

・届出書の用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください（上田市のホームページからもダウンロード可能）。

・「異動の事由」及び「異動後の未徴収税額の徴収方法」については、必ず該当する番号を記入してください。

・退職等、異動のあった従業員の方には、次の事項を連絡してください。

① 未徴収税額のある従業員の方は、上田市役所から別途送付される納付書により本人に直接納付していただくことになります。

② 市民税・県民税・森林環境税は、前年の所得に基づいて計算されます。従って、退職等で収入がなくなった場合でも課税になることがあります。

4 特別徴収切替届出（依頼）書について

就職等の理由により、年度の途中で普通徴収から特別徴収へ納付方法を変更する場合は、15 ページの記入例を参考に 17 ページの「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

5 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について

特別徴収義務者に変更があった際には、速やかに 19 ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

6 特別徴収税額通知受取方法変更申出書について

特別徴収税額通知の受取方法を変更したい場合には、21 ページの「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」を提出してください。

記入例①（退職して普通徴収）

8月末で退職し、9月分から普通徴収
に変更する場合

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村記入欄	整理番号		入力	点検
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
		事業所 指 定 番 号	66666	
		宛 名 番 号	15	
号の記載に当たっては、 空欄とし右詰めで記載	担当者連絡先	所 属	人事課人事労務係	
		氏 名	特徴 花子	
		電 話	0268-22-4100 内線(9999)	

(提出先) 上田 市長 令和 × 年 ○ 月 △ 日 提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所)	〒386-0024 上田市大手一丁目11番16号												業 務 指 定 番 号	66666		
			フリガナ	カブシキガイシャ マルマル												宛 名 番 号		15	
			名 称 (氏 名)	(株) ○ ○												担当 者 連 絡 先	所 属	人事課人事労務係	
			法人番号 (個人番号)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載
																	電 話	0268-22-4100 内線(9999)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ニッポン タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名	日本 太郎																	
	生年月日	昭和・平成・西暦 6 年 7 月 5 日																	
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																	
	受給者番号	1 2 3 4 5 6																	
	1月1日現在の住所	上田市〇〇2-2-5		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	7 年 8 月	1 右から 番号を 記入	1. 退 職 2. 転 職 ・ 長 欠 亡 3. 休 職 ・ 長 欠 亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合 併 ・ 解 散 他 7. そ の 他 〔 〕										
	異 動 後 の 住 所	東京都中野区〇〇2-11-2			35,600 円	104,400 円	31 日												

一括徴収の場合			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分（ 月 日納期限分）で 納入します。
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため 右から 番号を 記入	月 日	円		

特別徴収継続の場合（転勤・転職等）															新しい勤務先では、月割額_____円を 月分（ 月 日納期限分）から徴収し 納入します。				
新しい 徴収 勤務先	事業所 指 定 番 号	(新規)	法人番号 (個人番号)												担当者 連絡先	所属	受給者番号	不要 ・ 継続	
	所在地 (住 所)	〒														氏名			
	フリガナ															電話			
	名 称 (氏 名)															内線（ ）		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要

2の場合は
←
こちらも記入

3の場合は
←
こちらも記入

3の場合は
←
こちらで記入

記入例③（退職して一括徴収）

8月末で退職し、9月分で一括徴収する場合（9月分が最終給料）

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村記入欄	整理番号	入力	点検
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)	
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)	
年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(提出先) 上田 市長 令和×年○月△日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 386-0024 上田市大手一丁目11番16号										事業所 指定番号	66666			
			フリガナ 名称 (氏名)	カブシキガイシャ マルマル (株) ○ ○										宛 名 番 号	15			
			法人番号 (個人番号)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当者 連絡先	所 属	人事課人事労務係
															氏 名	特徴 花子		
															電 話	0268-22-4100 内線(9999)		

給 与 所 得 者	フリガナ	ニッポン タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	日本 太郎							
	生年月日	昭和・平成・西暦 6 年 7 月 5 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号	1 2 3 4 5 6							
	1月1日現在の住所	上田市○○2-2-5							
異動後の住所	東京都中野区○○2-11-2		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	7 年 8 月 31 日	1 1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 []	2 1. 普通徴収 (本人納付) 2. 一括徴収 3. 特別徴収継続	

一括徴収の場合			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (10月10日納期限分) で 納入します。
理由	1 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	9 月 20日	104,400 円		

特別徴収継続の場合 (転勤・転職等)										新しい勤務先では、月割額 _____ 円を 月分 (月 日納期限分) から徴収し 納入します。	
(特別 徴収 義務 先者)	事業所 指定番号	(新規)								法人番号 (個人番号)	
	所在地 (住所)	〒								担当者 連絡先	所属
	フリガナ									氏名	
	名称 (氏名)									電話	内線 ()
										受給者番号	不要 ・ 継続 新規 ()
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要

2の場合は
こちらも記入

3の場合は
こちらも記入

記入例④（転勤）

8月末で転勤し、9月分から新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村記入欄	整理番号		入力	点検
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(提出先) 上田 市長 令和 × 年 ○ 月 △ 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 386-0024 上田市大手一丁目11番16号										事業所 指定番号	66666				
			フリガナ 名 称 (氏 名)	カブシキガイシャ マルマル (株) ○ ○										宛 名 番 号	15				
			法人番号 (個人番号)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	担当者 連絡先	所 属 氏 名 電 話	人事課人事労務係 特徴 花子 0268-22-4100 内線(9999)
給 与 所 得 者	フリガナ	ニッポン タロウ		(ア)	(イ)		(ウ)		異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	日本 太郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額 (納付済額)		未徴収税額 (ア) - (イ)												
	生年月日	昭和・平成・西暦 6 年 7 月 5 日																	
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000	6	月 から	9	月 から											
	受給者番号	1 2 3 4 5 6			8	月 まで	5	月 まで											
	1月1日現在の 住所	上 市 ○ ○ 2-2-5																	
異動後の 住所	東 都中野区 ○ ○ 2-11-2		円		35,600 円	104,400 円	7 年 8 月 31 日												
								1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 []		3 1. 普通徴収 (本人納付) 2. 一括徴収 3. 特別徴収継続									

【転勤先で引き続き特別徴収を行う場合はご注意ください】
「個人番号」は前勤務先では記入せず新勤務先で本人から提供を受け記入してください。

日までの、一括徴収の申出があったため
日以降で、特別徴収継続の申出がないため

徴収

紛失等防止のため、異動届出書は従業員を経由せず事業所間で管理してください。

上記の一括徴収した税額は、
月分 (月 日納期限) で
納入します。

2の場合は
こちらも記入

特別徴収継続の場合（転勤・転職等）

(特別徴収義務者) 新しい徴収勤務先	事業所 指定番号	新規	法人番号 (個人番号)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	新しい勤務先では、月割額 11,600 円を 月分 (10月10日納期限) から徴収し 納入します。
	所在地 (住所)	〒 386-0404 上田市上丸子1612												受給者番号	不要 ・ 継続	
	フリガナ	バツバツ カブシキガイシャ													新規 (345678)	
	名称 (氏 名)	× × (株)												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要	
	担当者 連絡先	所属	庶務課社員係													
	氏名	特徴 進														
	電話	111-111-1111 内線 (1234)														

3の場合は
こちらも記入

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村記入欄	整理番号		入力	点検
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(提出先) 上田 市長 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒										事業所 指定番号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	所 属		
			法人番号 (個人番号)														
			←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話	内線()			
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																
	生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日現在の住所																
異動後の住所					円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 []	1. 普通徴収 (本人納付) 2. 一括徴収 3. 特別徴収継続							

一括徴収の場合			徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(月日納期限分)で 納入します。
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	月 日		円		

2の場合は
こちらも記入

特別徴収継続の場合(転勤・転職等)										新しい勤務先では、月割額 円を 月分(月日納期限分)から徴収し 納入します。				
(特別徴収義務者) 新しい勤務先	事業所 指定番号	(新規)				法人番号 (個人番号)					受給者番号	不要 ・ 継続		
	所在地 (住所)	〒				担当者 連絡先	所属					納入書の可否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要	
	フリガナ						氏名							
	名 称 (氏 名)						電話	内線 ()						

3の場合は
こちらも記入

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村記入欄	整理番号		入力	点検
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(提出先) 上田 市長 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒										事業所 指定番号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	所 属		
			法人番号 (個人番号)														
			←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話	内線()			
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																
	生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日現在の住所																
異動後の住所					円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 []	1. 普通徴収 (本人納付) 2. 一括徴収 3. 特別徴収継続							

一括徴収の場合			徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(月日納期限分)で 納入します。
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	月 日		円		

2の場合は
こちらも記入

特別徴収継続の場合(転勤・転職等)												新しい勤務先では、月割額 円を 月分(月日納期限分)から徴収し 納入します。						
(特別徴収義務者) 新しい勤務先	事業所 指定番号	(新規)				法人番号 (個人番号)											受給者番号	不要 ・ 継続
	所在地 (住所)	〒				担当者 連絡先	所属								納入書の可否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要		
	フリガナ						氏名											
	名 称 (氏 名)						電話	内線 ()										

3の場合は
こちらも記入

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村記入欄	整理番号		入力	点検
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
	年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(提出先) 上田 市長 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒										事業所 指定番号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	所 属		
			法人番号 (個人番号)														
			←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話	内線()			
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																
	生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日現在の住所																
異動後の住所					円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 []	1. 普通徴収 (本人納付) 2. 一括徴収 3. 特別徴収継続							

一括徴収の場合			徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(月日納期限分)で 納入します。
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	月 日		円		

2の場合は
こちらも記入

特別徴収継続の場合(転勤・転職等)										新しい勤務先では、月割額 円を 月分(月日納期限分)から徴収し 納入します。								
(新しい 特別徴収 勤務先)	事業所 指定番号	(新規)				法人番号 (個人番号)											受給者番号	不要 ・ 継続
	所在地 (住所)	〒				担当者 連絡先	所属								新規()			
	フリガナ						氏名											
	名 称 (氏 名)						電話	内線()										
																	納入書の可否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要

3の場合は
こちらも記入

特別徴収切替届出(依頼)書 (記入例)

		整理番号				直納・口振													
		※市町村 使用欄		入力		点検		連絡											
				就職処理				/											
				事業所 登 録															
(提出先) 上田 市長 令和×年 8月15日 提出		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住 所)		〒 386-0024 上田市大手一丁目11番16号					事業所 指 定 番 号		66666		※市町村ごと に異なります					
			フリガナ		カブシキガイシャ マルマル							新規の場合：納入書〔 要 ・ 不要 〕							
			名 称 (氏 名)		(株) ○ ○					担当者 連絡先		所属		人事課人事労務係					
			法人番号 (個人番号)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	氏名
												電話		0268-22-4100 内線 (9999)					
給 与 所 得 者	フリガナ	ニッポン ハナエ										普 通 徴 収 切 替 期 別		期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ ② ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収の納税通知 書(納期未到来分)を同封してください。 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。					
	氏 名	日 本 花 江																	
	個人番号	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2								
	生 年 月 日	昭和 ・ ①平成 ・ 西暦 2 年 3 月 4 日										特 別 徴 収 開 始 予 定 月		9 月 分 (10 月 10 日 納 期 分) から 特別徴収を開始します。					
	1月1日現在 の 住 所	上田市○○3-1-2																	
	現在の住所	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 同 上																	
受給者番号	〔 1 2 3 4 〕 ※事業所が独自に付与している番号(社員番号 等)を税額通知書へ記載する必要がある 記入してください。										月 割 額 の 連 絡		9 月 10 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合は電話連絡します。						

※特別徴収の開始を希望する月の前月末日までに提出してください。税額通知書は翌月の15日前後に発送します。

特別徴収切替届出(依頼)書

特別徴収切替届出(依頼)書

	整理番号				直納・口振
※市町村 使用欄		入力	点検	連絡	
	就職処理			／	
	事業所 登 録				

(提出先) 上田 市長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒										事 業 所 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります	
		フリガナ												新規の場合：納入書〔要・不要〕			
		名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	所属			
														氏名			
法人番号 (個人番号)												電話		内線（ ）			

給与所得者	フリガナ											普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ 〕 期 以降を切替希望 ※ 二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収の納税通知書(納期末到来分)を同封してください。 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。				
	氏 名												特 別 徴 収 開 始 予 定 月	月分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。			
	個人番号													届 出 理 由	1. 就職（ 月 日） 2. その他（ ）		
	生 年 月 日	昭和 ・ 平成 ・ 西暦 年 月 日										受給者番号	必要な場合のみ記入してください。				
	1月1日現在の住所												月割額の連絡		月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合は電話連絡します。		
	現在の住所	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。															

※特別徴収の開始を希望する月の前月末日までに提出してください。税額通知書は翌月の15日前後に発送します。

特別徴収切替届出(依頼)書

特別徴収切替届出(依頼)書

整理番号

※市町村
使用欄

就職処理

事業所
登 録

入力

点検

連絡

直納・口振

(提出先) 上田 市長

令和 年 月 日 提出

給
与
支
払
者

(特別徴収義務者)

所在地
(住 所)

〒

フリガナ

名 称
(氏 名)

法人番号
(個人番号)

事 業 所
指 定 番 号

新規の場合：納入書〔 要 ・ 不要 〕

担当
連絡先

所属

氏名

電話

内線 ()

給
与
所
得
者

フリガナ

氏 名

個人番号

生 年 月 日

1月1日現在
の 住 所

現在の住所

受給者番号

普 通 徴 収
切 替 期 別

特 別 徴 収
開 始 予 定 月

届 出 理 由

月割額の連絡

期別を○で囲んでください。
〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望
※ 二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収の納税通知書(納期未到来分)を同封してください。
※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

月分 (月 日納期分) から
特別徴収を開始します。

1. 就職 (月 日) 2. その他 ()

必要な場合のみ記入してください。
月 日 までに通知書が必要
※通知書が間に合わない場合は電話連絡します。

※特別徴収の開始を希望する月の前月末日までに提出してください。税額通知書は翌月の15日前後に発送します。

特別徴収切替届出(依頼)書

[illegible]

※特別徴収の開始を希望する月の前月末日までに提出してください。税額通知書は翌月の15日前後に発送します。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

														※市町村 使用欄		登録	処理	点検				
(提出先) 上田 市長 令和 年 月 日 提出		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住 所)	〒 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										事 業 所 指 定 番 号				※市町村ご とに異なります				
			名 称 (氏 名)											担 当 者 連 絡 先	所 属							
			代表者 職氏名												氏 名							
			法人番号 (個人番号)															電 話	内線 ()			
※ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。 ※ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。 ※ 法人設立(設置)異動等申告書とは別にこの届出書を提出してください。														変更年月日		令和 年 月 日						
事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。										変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。											
フリガナ																						
所 在 地 (送 付 先)	〒										〒											
フリガナ																						
名 称																						
電 話 番 号											内線 ()											
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 ()																					
統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。										統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒									
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。											フリガナ										
												名 称										
												電話番号	内線 ()									
												法人番号 (個人番号)										
	3. 旧事業所の指定番号を継続使用する。											事 業 所 指 定 番 号										※市町村ご とに異なります
	指定番号										指定番号										※市町村ご とに異なります	

特別徴収税額通知受取方法変更申出書												eLTAX 利用者ID				
(提出先) 上田 市長 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	所 属		
		代表者 職氏名												氏 名		
		法人番号 (個人番号)													電 話	内線()

事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。
特別徴収義務者用の 受取方法	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
納税義務者用の 受取方法	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
通知先e-Mail		

【注意事項】

- 1 eLTAXを介して各年度の給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法を、年度の途中で変更を希望する場合に使用する申出書です。
- 2 「電子データ」を選択した場合は、特別徴収税額通知データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 3 「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 4 令和6年度から、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)の送信が廃止となり、「電子データ」と「書面」両方の受取りはできなくなりました。
- 5 特別徴収義務者用・納税義務者用それぞれの受取方法を選択してください(電子データを選択された場合は、通知先e-Mailの記入をお願いいたします)。各受取方法や通知先e-Mailに記入がない場合は変更なしとみなします。

市町村 使用欄	処理	点検

7 特別徴収納入書（納付書）の取扱いについて

納税義務者（従業員）の就職・退職・転勤及び税額の変更による納入金額の変更が生じて、重複納入を防ぐため納入書は新たに送付しません。当初の納入書を訂正してご使用ください。

上田市 個人市民税・森林環境税 領収証書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202037	00590-5-960024	上田市
指定番号		納入金額①
×年 9月分 ×××××		① 100000 円
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む) ② 150000 円
退職所得分 ③ 225000 円		納税 延滞金
納期限 ×年 10月 10日		督促手数料
(2) 合計額 ④ 375000 円		
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称		領収日付印 様

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

上田市 個人市民税・森林環境税 納入書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202037	00590-5-960024	上田市
指定番号		納入金額①
×年 9月分 ×××××		① 100000 円
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む) ② 150000 円
退職所得分 ③ 225000 円		納税 延滞金
納期限 ×年 10月 10日		督促手数料
(2) 合計額 ④ 375000 円		
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称		領収日付印

上記のとおり納入します。(金融機関等保管)

上田市 個人市民税・森林環境税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202037	00590-5-960024	上田市
指定番号		納入金額①
×年 9月分 ×××××		① 100000 円
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む) ② 150000 円
退職所得分 ③ 225000 円		納税 延滞金
納期限 ×年 10月 10日		督促手数料
(2) 合計額 ④ 375000 円		
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称		納

上記のとおり通知します。(受付店→八十二銀行上田市役所出張所(取りまとめ店)→上田市(上田市保管))

↓裏面(③退職所得分がある場合)

※ 退職所得分について御記入ください。

市民税・県民税 納入申告書		
長野県上田市市長		
令和 ×年 10月 10日 提出	×年 9月分	人員 1人
退職手当等支払金額	30000000 円	
特別徴収額	市民税	135000 円
収税額	県民税	90000 円
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。		
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 386-0024 所在地 上田市大手一丁目11番16号 氏名又は 名称 (株)○○○ 法人番号 1111111111111111		(受付印)
○退職者が4人以上または特別徴収義務者が個人事業主の場合は、「特別徴収の手引き」に 従って「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」を記入し提出してください。		
氏名	継続年数	退職手当等支払金額
日本 一郎	45 年	30,000,000 円
	年	円
	年	円

- ① 印刷されている納入金額は、横線で抹消してください。
- ② 変更後の特別徴収税額を記入してください。一括徴収分はこちらに含めます。
- ③ 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収税額がある場合は記入してください。併せて裏面の納入申告書も必ず記入してください。
- ④ 上記②③の合計金額を記入してください。

8 特別徴収税額の納期の特例について

1 特例の適用事業所

適用を受けられるのは、給与等の支払いを受ける者（市内・市外を問わない）の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。

※「常時 10 人未満」とは、常に 10 人に満たないということであって、繁忙期などに臨時に雇い入れた場合は人数に含まれません。

2 承認申請

1 に該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を新年度（6 月分）から受けようとする場合には、25 ページの「市民税・県民税・森林環境税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」により 5 月末日までに上田市長に申請し、承認を受けなければなりません。

なお、一度承認を受ければ翌年度以降も継続して特例が適用となりますので、毎年改めて申請する必要はありません。ただし、滞納や納入の遅延が生じると、この特例の承認を受けられない場合があります。

3 納入期限（休日等の場合は翌営業日）

(1) 6 月から 11 月までの特別徴収税額・・・12 月 10 日まで

(2) 12 月から翌年 5 月までの特別徴収税額・・・翌年 6 月 10 日まで

4 徴 収

特別徴収義務者の支払いにおける納期の特例制度です。納税義務者からの徴収は、毎月必ず行ってください。

5 承認の取消・解除

滞納や納入の遅延が生じると、特例の承認を取消す場合があります（地方税法施行令第 48 条の 9 の 9 第 3 項）。期日までに必ず納入してください。

承認を受けた後で、給与等の支払いを受ける者の人数が 10 人以上となった特別徴収義務者は、27 ページの「市民税・県民税・森林環境税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例要件を欠いた場合の届出書」によりその旨を遅滞なく上田市長へ届出てください。届出書提出日の属する月から特例は解除となり、翌月から毎月納入に切替わります。

6 その他

納入期限にかかわらず、従業員の退職等異動があった場合は速やかに異動届の提出をしてください。



市民税・県民税・森林環境税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

「地方税法第321条の5の2」及び「上田市税条例第46条の3」の規定により、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

申請先 上田市長 申請日 年 月 日	特別徴収義務者	所在地 (住所)																								
		フリガナ																								
		名称 (氏名)																								
		代表者 職氏名													電話番号											
		法人番号 (個人番号)																指定番号 ※市町村ごとに異なります								

① 特例の適用を受けようとする税額	年 月 日以降の支払に係る給与・退職所得に対する特別徴収税額		
② 申請日前6か月間の各月末の 常時給与支払いを受ける者の 人員及び各月の給与支払金額 ※賞与等、臨時の給与の金額を含む。 ※上田市以外の全市町村を含む、 事業所全体の人員及び支払金額を 記入してください。 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与 の支払いを受ける者の分とは別にして 2段書き(上段)に記載してください。	月 区分	給与支払人員	給与支払額
	年 月	(臨時 人) (円)	
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	
常時 人		円	
③ 市町村に係る徴収金に滞納がある 場合において、それがやむを得 ない理由によるものである時は、 その理由の詳細			
④ 申請日前1年以内に納期の特例 の承認を取り消されたことの有無 及び取消年月日	有 (年 月 日 承認取消) ・ 無		

(↓ 以下、上田市処理欄)							
起案日	年 月 日		決定区分	☐ 承認 ☐ 否認			
特別徴収義務者の申請に基づき、地方税法第321条の5の2の規定により、決定区分のとおり通知してもよろしいですか							
税務課 決裁欄	課長	係長	担当	処理結果	新・継続	10人 未満・超	☐ マスタ登録済
収納管理課 合議欄	課長	係長	担当	処理結果	滞納なし ・ 滞納あり ()		

「上田市税条例第46条の4」の規定により、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について要件を欠いたため届出します。

[illegible]

① 要件を欠いた日	年 月 日
② 要件を欠いた理由	※該当番号に○をしてください。 1. 事業所全体で給与の支払いを受ける者が10人以上となったため 2. その他（理由： ）

- ・この届出書を提出した日の属する納期の特例期間から、承認された効力は全て自動的に失われます。再度、納期の特例を受けようとする場合には改めて申請してください。
- ・この届出書を提出した日の属する月以降の特別徴収税額の納入については、通常どおり特別徴収月の翌月10日に戻りますので御承知おきください。

12～2月分 → 4月10日まで 3～5月分 → 翌月10日まで

- ・退職及び休職により、納期の特例要件を欠いた場合については、別途「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

(↓ 以下、上田市処理欄)						
起案日	年 月 日			決定区分	☐ 承認	☐ 否認
特別徴収義務者の申請に基づき、地方税法第321条の5の2の規定により、納期の特例の承認効力は自動的に失われたため報告します						
税務課 決裁欄	課 長	係 長	担 当	処理結果	月 分 (月 日 納期限) から毎月納入に切替	☐ マスタ登録済
収納管理課 合議欄	課 長	係 長	担 当			

9 退職所得に係る市民税・県民税の事務取扱いについて

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差引いて納入することとされています。納入先は、退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村です（地方税法第328条）。

1 退職所得に係る市民税・県民税の計算

(1) 退職所得控除額の計算

- | | | |
|---|----------------|--|
| a | 勤続年数が20年以下の場合 | $40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円以下の場合は80万円） |
| b | 勤続年数が20年を超える場合 | $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times [\text{勤続年数} - 20 \text{ 年}]$ |

※勤続年数に1年未満の端数があるときは1年として計算

※障がい者になったことが直接の原因で退職した場合は、a又はbの金額に100万円を加算

(2) 退職所得の金額の計算（1,000円未満切捨て）

- | | |
|---|---|
| ① | 一般退職手当等（勤続年数5年超）に該当する場合
〔一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額〕 $\times 1/2$ |
| ② | 短期退職手当等（勤続年数5年以下）に該当する場合
〔短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額〕が
i 300万円以下のとき 〔短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額〕 $\times 1/2$
ii 300万円を超えるとき $150 \text{ 万円}^* + [\text{短期退職手当等の収入金額} - [300 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額}]]$
※ $300 \text{ 万円} \times 1/2 = 150 \text{ 万円}$ （収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分について、退職所得の1/2の課税適用なし） |
| ③ | 特定役員退職手当等 [*] に該当する場合
※役員等（法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員）で、勤続年数5年以下
特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額 |

(3) 特別徴収すべき税額の計算

- | |
|--|
| 退職所得の金額 $\times$ 市民税6%＝市民税額（100円未満切捨て） |
| 退職所得の金額 $\times$ 県民税4%＝県民税額（100円未満切捨て） |
| 市民税額＋県民税額＝特別徴収すべき税額 |

※退職者が2人以上の場合は、各人で税額を計算し100円未満を切捨ててから合算

2 納入の手続き

(1) 納入書及び納入申告書の記入について

- ・ 退職手当等の支払者は、市民税・県民税納入申告書に、税額や所要事項を記載してください（記載例 23 ページ）。
- ・ 以下に該当する場合は、31 ページの「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」を提出してください。
 - (イ) 退職所得人員が 4 人以上いる場合 —————▶ 各人別の明細が必要になるため
 - (ロ) 退職所得等の支払者が個人事業主の場合 —————▶ 個人番号の記入が必要であり、金融機関で受付ができないため

(2) 特別徴収票

退職後 1 か月以内に 1 部提出してください。

なお、法人（人格のない社団等を含む）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）以外の退職者については提出不要です。

(3) 納入期限

退職手当等を支給した日の翌月 10 日までです。

3 その他

- ・ 納入書及び納入申告書に記載漏れ、記載誤りがないようご注意ください。
 - ・ 死亡により支払われる退職手当等は、相続税法の規定により相続税の課税対象となり、市民税・県民税は課税されません。
 - ・ 納入書がない事業所や特別徴収義務者として指定を受けていない事業所は、納入書を送付いたしますのでご連絡ください。
- また、以下の書類が必要な場合は別途送付いたしますのでご連絡ください。

「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引き」

「退職所得に係る市民税・県民税分割納入申出書」（上田市ホームページからもダウンロード可能）

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関するQ & A

Q 1	従業員から「給与からの特別徴収ではなく自分で納付したい」と言われているのですが、普通徴収への切替えは可能ですか？
A	給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税は原則として特別徴収により納入することになっています。従って、従業員の希望で普通徴収を選択することはできません。

Q 2	従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？
A	従業員が少なくても特別徴収をしなければなりません。 ただし、従業員が常時 10 人未満の事業所の場合は、上田市へ申請し、承認を受ければ「納期の特例」を利用できます（24 ページ参照）。

Q 3	2 か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらで特別徴収するのですか？
A	原則として、主たる給与の支払いを受けている勤務先で特別徴収を行います。

Q 4	パートやアルバイトも特別徴収をするのですか？
A	前年中に給与支払いを受けており、かつ、当該年度初日（4 月 1 日）においても給与支払いを受けている方は特別徴収の対象となります。従って、パートやアルバイトであっても、この要件に該当する場合は特別徴収が必要です。 ただし、Q 6 に記載の理由に該当するときは、普通徴収にできますので、「給与支払報告書」と併せて「普通徴収切替理由書」を提出してください。

Q 5	従業員の就職、退職が頻繁にあるので事務が大変です。特別徴収をやめられませんか？
A	特別徴収は法令に基づいて事業主に課せられています。就職や退職が多いことを理由に特別徴収をやめることはできません。

Q 6	すべての事業主が従業員の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収するのですか？
A	本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業主は、原則として市民税・県民税・森林環境税についても特別徴収を行っていただく必要があります。従業員が家族であっても同様です。 ただし、次の理由【普 A ～普 F】に該当する場合は、普通徴収にできます。 普 A 総従業員数が 2 人以下 （他の市町村を含む事業所全体の従業員の人数で、以下の普 B ～普 F の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数） 普 B 他の事業所で特別徴収（乙欄適用者） 普 C 給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が 93 万円以下） 普 D 給与の支払が不定期（給与の支給が毎月でない） 普 E 事業専従者（個人事業主のみ対象） 普 F 退職者、退職予定者（5 月末日まで） 休職者及び休職予定者（4 月 1 日現在） 「給与支払報告書」と併せて「普通徴収切替理由書」を提出してください。

Q 7	所得税が課税されなければ、市民税・県民税・森林環境税も課税されませんか？
A	それぞれ税額の計算が異なるので、所得税が課税されなくても市民税・県民税・森林環境税は課税される場合があります。

Q 8	毎月の税額が変わることはありますか？
A	あります。従業員の方が申告期限後に確定申告書を提出した場合、扶養親族等の状況に変更が生じ、市民税・県民税・森林環境税を再計算した場合などです。このようなときは、天引きが済んでいない残りの月で税額を調整します。変更通知が届きましたら、記載のとおり新しい税額での徴収をお願いします。

Q 9	4月に退職した従業員がいます。この従業員について、上田市から送付された「特別徴収税額決定通知書」に記載がありますが、どのように手続きしたらよいですか？
A	退職・休職・転勤・転職など従業員に異動があった場合は、異動が生じた翌月10日までに13ページの「給与所得者異動届出書」を提出してください（7ページ参照）。

Q 10	市民税・県民税・森林環境税が非課税の従業員が異動した場合でも、「給与所得者異動届出書」は提出する必要がありますか？
A	提出は必要です。Q 9と同様の手続きをしてください。

Q 11	事業が不振のため、特別徴収した市民税・県民税・森林環境税を納期限内に納入できません。どうしたらよいですか？
A	特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり事業資金ではありません。必ず納期限内に納入してください。

Q 12	特別徴収の義務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなりますか？
A	特別徴収義務者として指定された事業主が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業主に対して滞納処分を行うことになります。また、特別徴収すべき税額に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

その他、ご不明点等ありましたら、上田市役所税務課市民税係までお問い合わせください。

(0268) 23-5115 (市民税係 直通)



エルタックス eLTAXのご案内

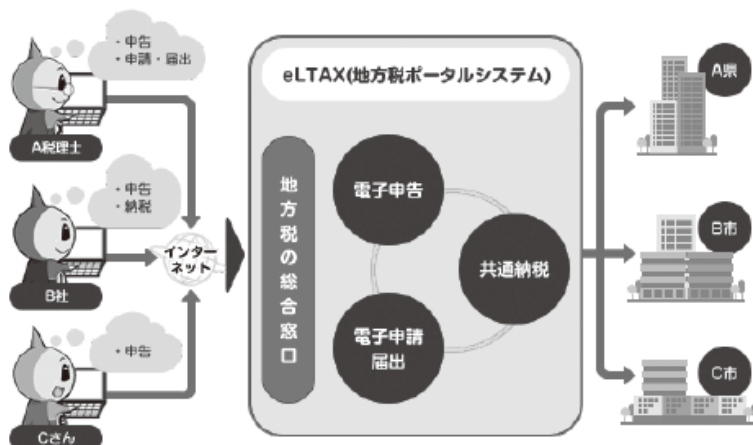
エルタックス
eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称です。
地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関する手続き

- | | |
|----------------------|--|
| ①電子申告が可能なもの | <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告 ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ・普通徴収から特別徴収への切替申請 ・退職所得に係る納入申告及び特別徴収票 など |
| ②電子申請・届出が可能なもの | <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出 |
| ③地方税共通納税（電子納税）が可能なもの | <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収に係る本税の納入 ・特別徴収に係る延滞金、加算金の納入 |

★全ての地方公共団体へ一括して電子納税可能です。

★上田市が指定する金融機関に限らず多くの金融機関で利用可能です。



給与支払報告書の電子提出義務基準

前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

スマートフォンからもご覧いただけます。
※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは **0570-081459**

ハイシンコク

ヘルプデスク受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)



市民税・県民税・森林環境税の特別徴収にご協力いただきありがとうございます。